

日医発第 1346 号(健Ⅱ)
令和 5 年 1 0 月 2 5 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公印省略)

「アルコール関連問題啓発ポスター」の送付について

アルコール健康障害対策基本法（平成 25 年法律第 109 号）では、毎年 11 月 10 日から 11 月 16 日までを「アルコール関連問題啓発週間」と規定しているところです。

今般、本年度の啓発週間における取組として、同法に基づき設置されるアルコール健康障害対策推進会議を構成する関係省庁の連名によりアルコール関連問題啓発ポスターが作成され、本会宛に周知方依頼がありましたのでご連絡いたしますとともに、貴会宛に 1 部お送り申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、引き続きアルコール関連問題の啓発及びアルコール健康障害対策の総合的な推進について、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、本ポスターは、厚生労働省ホームページに掲載されておりますことを申し添えます。(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000176316_00006.html)

事務連絡
令和5年9月26日

(公社)日本医師会 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課アルコール健康障害対策推進室

「アルコール関連問題啓発ポスター」の送付について

アルコール健康障害対策の推進に当たりましては、日頃より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「アルコール関連問題啓発週間」(11月10日から11月16日まで。以下「啓発週間」という。)については、アルコール健康障害対策基本法において、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする、と規定されているところです。

啓発週間における国の取組の一環として、今年度もアルコール関連問題啓発ポスターを作成いたしました。

アルコール関連問題に関する国民の関心と理解を深めるため、貴会に本ポスターの掲示・配布等についてご協力いただきたく、送付させていただきます。

今後とも、基本法の趣旨を踏まえ、アルコール関連問題の啓発及びアルコール健康障害対策の総合的な推進にご協力いただけますようよろしくお願いいたします。

なお、ポスターデータについては、厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000176316_00006.html

【本件問合せ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課 アルコール健康障害対策推進室
押尾、五味渕

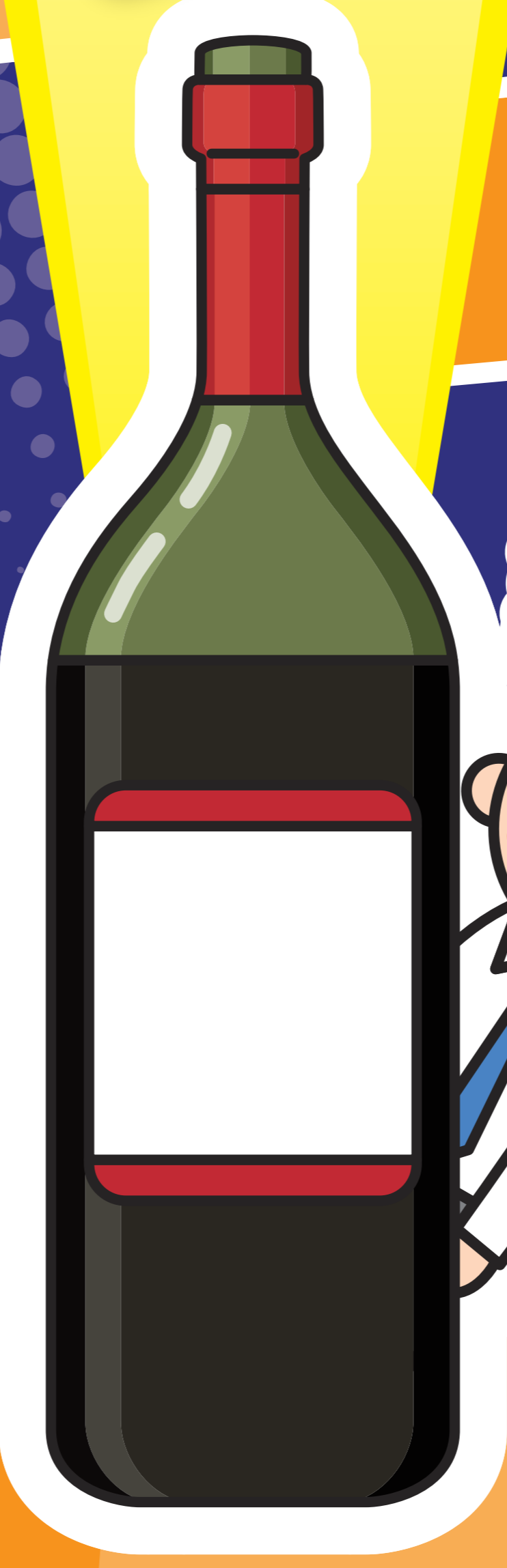
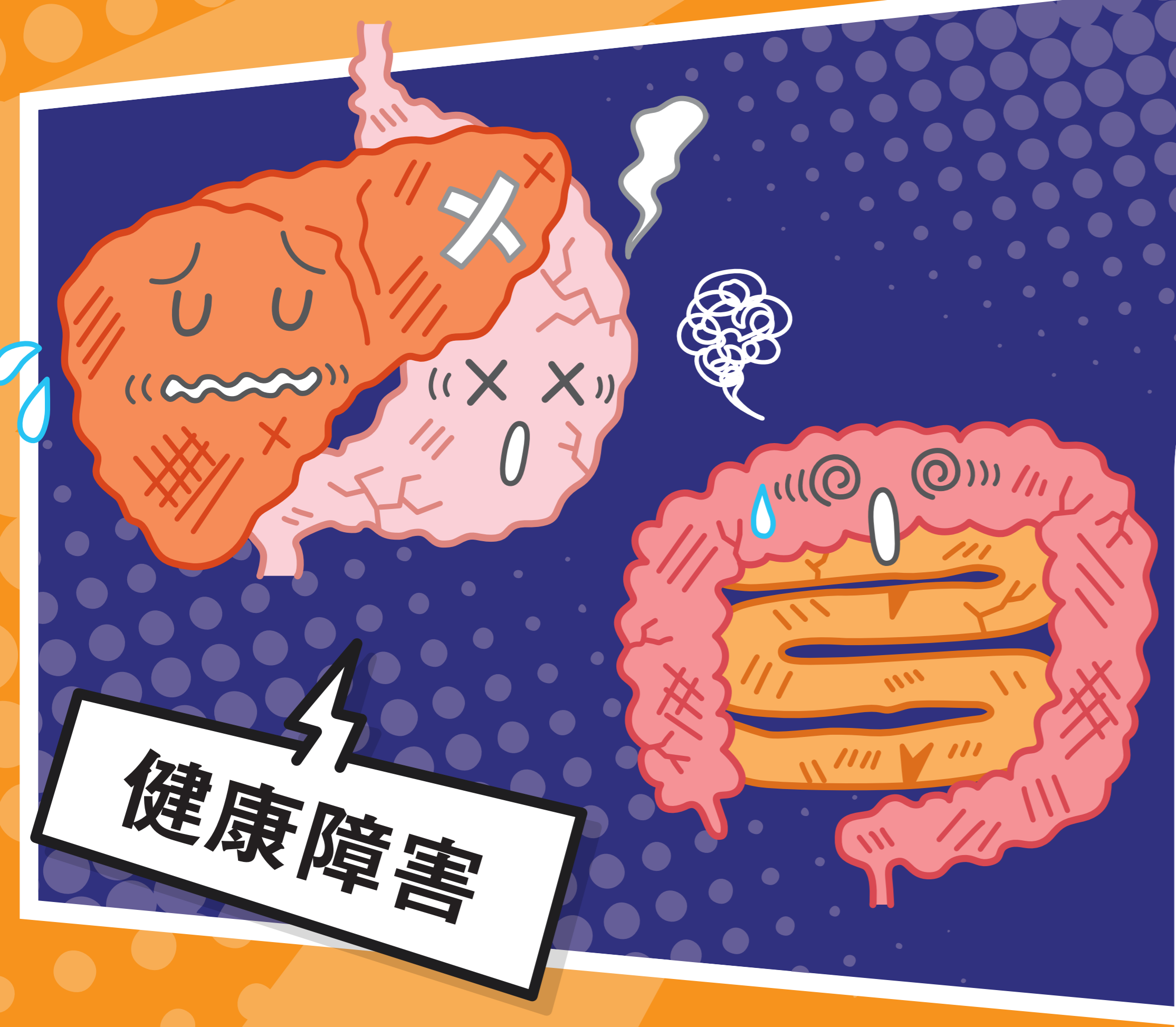
e-mail :oshio-tomoko@mhlw.go.jp

gomibuchi-kouta.6q0@mhlw.go.jp

TEL :03-5253-1111 (内線)3100、3065

FAX :03-3593-2008

アルコールのリスク ご存知ですか？



お酒のお悩み
ご相談ください



アルコール関連問題啓発週間

11月10日～16日



相談窓口

厚生労働省・内閣府・法務省・国税庁・文部科学省・警察庁・国土交通省・こども家庭庁